

## 相続税・贈与税・土地住宅税制等の注目すべき

### 平成 29 年度改正点 7

#### 国外財産に係る相続税・贈与税の納税義務の見直し

これまでの相続税制では、日本で就労する外国人が国内で死亡した場合等に、国外財産に対しても本国で課される以上の相続税負担が発生することが懸念されていました。また、贈与税制では、贈与者と受贈者の双方が 5 年超国外に居住してから、国外財産を贈与して、日本の贈与税の租税回避を図る行為が問題となっていました。これらに対応するため以下の見直しが行われました。

##### (1) 概要

① 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年（改正前：5 年）以内のいずれの時点においても国内に住所を有したことがないこととされました。

② 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在(国内に住所を有している期間が相続開始前 15 年以内で合計 10 年以下の滞在をいう。③において同じ)をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとされました。

③ 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が、国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等(日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く)から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加えることになりました。

なお、贈与税の納税義務についても同様とされます。

##### (2) 適用時期

この改正は、所要の措置が講ぜられたうえ、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続もしくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

##### <具体例>

次のような場合には、国外財産(本国の自宅等)には課税しないこととし、課税対象を国内財産のみに限定します。

- ・家族で日本にいる外国駐在者が死亡し、その家族が相続等した場合
- ・日本にいる外国駐在者が死亡し、本国の家族が相続等した場合
- ・日本にいる外国駐在者の親が死亡し、その外国駐在者が相続等した場合

出典TKC出版「平成 29 年度税制改正で資産に関わる税金はどうか？」